千葉商科大学における障がいのある学生の支援に関する指針

千葉商科大学は、すべての入学希望者及び学生(以下「学生等」という。)が障がいの有無によって分け隔てられることなく平等に入学前の相談、入学試験の受験、学修及び大学生活の機会が得られるよう、ここに「千葉商科大学における障がいのある学生の支援に関する指針」を定める。

1. 支援目的

障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、障がいのある学生等が入学前の相談、入学試験の受験、学修及び大学生活上で不利益を被ることのないよう、組織的に、環境整備及び積極的な支援を提供することを目的とする。

2. 対象範囲

本指針が対象とする範囲は、障害者手帳の有無に関わらず、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生等とする。

3. 支援体制

本学では、障がいのある学生等への支援を組織的に行うために、「障がい学生支援検討委員会」を設置し、本学の支援体制の整備推進並びに支援を必要とする学生等への個別具体的対応を検討する。

なお、障がい学生支援検討委員会のメンバーは「障がい学生支援検討委員会規程」に定める。

4.環境の整備

本学は、障がいの有無に関わらず、学修及び大学生活に安全に取り組めるよう本学の施設・ 設備の整備に努める。

5. 入学前の相談、入学試験の受験、学修及び大学生活上の支援

本学は、障がいのある学生等の支援要望に基づき、個々の状況に応じた合理的配慮の提供に 努める。

6. 個人情報保護

支援者は、支援を行う上で知りえた学生等の個人情報の管理を、学校法人千葉学園個人情報保護方針に則り厳密に行う。

ここで言う支援者とは、授業担当教員を含む当該学生等の支援に関わる教職員を指す。

7.情報公開

本学は、本指針、バリアフリーマップ及び支援に関する情報を、本学 Web サイト等を通じて公開する。

8. 理解促進

本学は、障がいのある学生等の支援の推進を図るため、学内において積極的に情報発信・勉強会を実施し、教職員の理解促進に努める。

2020年3月17日改正